

さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金交付要綱

平成 31 年（2019 年）3 月 8 日もの第 2701 号
令和 2 年（2020 年）3 月 26 日もの第 2222 号
令和 3 年（2021 年）3 月 30 日もの第 2044 号
令和 4 年（2022 年）3 月 17 日もの第 1731 号
令和 5 年（2023 年）4 月 1 日もの第 242 号
令和 6 年（2024 年）3 月 25 日もの第 1914 号
最終改正 令和 7 年（2025 年）3 月 21 日もの第 1873 号

（趣旨）

第 1 条 知事は、本県においてものづくり産業に携わる中小企業者が行う新技術・新製品・知財開発、販路拡大、生産性改善を促進するため、公益財団法人佐賀県産業振興機構（以下「補助事業者」という。）が実施するさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する費用に対し、予算の範囲内においてさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年（1955 年）法律第 179 号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年（1955 年）政令第 255 号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年（1978 年）佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくりとは、総務省日本標準産業分類における「大分類 E 製造業」に規定する業務又はその他知事が認める業務をいう。
- (2) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年（1963 年）法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (3) 間接補助事業とは、補助事業者において、ものづくり産業に携わる中小企業者（以下「ものづくり事業者」という。）から提出を受けた計画の内容に基づき事業の実施が適当であると認めた事業をいう。
- (4) 間接補助事業者とは、間接補助事業を実施するものづくり事業者をいう。
- (5) 間接補助金とは、補助事業者が交付を受けた補助金の中から間接補助事業者に交付する補助金をいう。

（交付の対象となる事業）

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 新技術・新製品・知財開発補助事業

ものづくり事業者が実施する研究開発により、新技術及び基盤技術の確立に挑戦する取組を支援する事業又はものづくり事業者が実施する新製品開発により、新たな自社製品の上市に挑戦する取組を支援する事業

2 特許等出願支援補助事業

ものづくり事業者が考案した新技術を日本国特許庁へ特許等出願を行う経費の一部を支援する事業

3 知財開発補助事業

ものづくり事業者が開放特許等を活用し、新製品開発や、より高度な生産能力の獲得に向けた取り組みを支援する事業

(2) 販路拡大補助事業

ものづくり事業者が実施する自社製品や自社技術の宣伝を行うことによる販路の拡大を目的とした企業活動を支援する事業

(3) 生産性改善・高度化補助事業

ものづくり事業者が実施する技術的課題やシステムの改善及び法律等への対応等を図ることにより、生産性の改善、生産環境の高度化に関する取組を支援する事業
(交付の対象経費及び補助率（補助金額）並びに事業の実施)

第4条 補助金の交付の対象経費は、前条に定める事業の実施に要する経費とし、その補助率は10分の10以内とする。

2 前条各号に定める事業のうち、間接補助事業の交付対象経費及び補助率（補助金額）は、次表のとおりとし、その実施については、知事が別に定める実施要領に従うものとする。

対象経費	補助率（補助金額）
新技術・新製品開発補助事業に要する経費	3分の2（金10,000,000円）以内
特許等出願支援補助事業に要する経費	3分の2（金300,000円）以内
知財開発補助事業に要する経費	3分の2（金1,500,000円）以内
販路拡大補助事業展示会等出展補助に要する経費	2分の1（金700,000円）以内
生産性改善・高度化補助事業に要する経費	3分の2（金5,000,000円）以内

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

4 補助事業者は、第1項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消

費税法（昭和 63 年（1988 年）法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年（1950 年）法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の条件）

第 6 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年（2012 年）10 月 9 日付け）のとおり、県内企業と契約するように努めること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管すること。
- (7) 補助事業者は、間接補助金の交付に際して、間接補助事業者に対し第 1 号から第 6 号に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すこと。この場合において、第 1 号から第 6 号までの中で、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「知事」とあるのは「補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。
 - ア 規則第 8 条第 2 項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
 - イ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
 - ウ 間接補助金により取得した財産の処分は、「ものづくり産業課が所管する補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成 31 年（2019 年）3 月 8 日付けもの第 2701 号）に基づくものとする。ただし、第 3 条各号の事業に対して定められた実施要領において別途規定されている場合は、その規定に従う。

2 前項第 2 号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から20日間とする。

(間接補助事業における完了検査の実施)

第8条 補助事業者は、「ものづくり産業課所管の補助事業等に関する検査要領」(平成31年(2019年)3月8日付けもの第2701号)の規定に従い、間接補助事業に係る完了検査を実施しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新技術・新製品・知財開発補助事業に係る実績報告書の提出期限は、事業完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度2月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- (2) 販路拡大補助事業及び生産性改善・高度化補助事業に係る実績報告書の提出期限は、事業完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

3 第5条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 第5条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、概算払で交付することができる。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第22条の規定による財産処分の制限は、「ものづくり産業課が所管する補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成31年(2019年)3月8日付けもの第2701号)の規定に従うものとする。

(報告等)

第12条 補助事業者は、第3条に規定した事業の実施等において次の各号のいずれかに該当

する場合には速やかに知事に報告するものとする。

(1) 組織の名称、住所（所在地）又は代表者の変更を行ったとき。

(2) 知事が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき。

- 2 補助事業者は、間接補助事業において消費税及び地方消費税の申告等により間接補助金に係る仕入控除税額があることが判明した場合は、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 31 年度（2019 年度）分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年度（2020 年度）分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度（2021 年度）分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年度（2022 年度）分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年度（2023 年度）分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度（2024 年度）分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度（2025 年度）分の補助金から適用する。

様式第1号（第5条関係）

番号
（和暦又は西暦） 年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者
住 所 ㊦
佐賀県
機関名
代表者役職・氏名

（和暦又は西暦） 年度さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金交付申請書

（和暦又は西暦） 年度において、下記のとおりさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業を実施したいので、さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

様式第1号別紙のとおり

様式第1号別紙

(和暦又は西暦) 年度さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

3 事業の効果

4 経費の配分 (単位:円)

区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金額	備考
計				

※ 【提出時削除】 区分には、交付申請する事業を記載すること (例 新技術・新製品開発補助事業)。

5 事業完了 (予定) 年月日

6 収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備考
計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備考
計				

※ 【提出時削除】 区分には、交付申請する事業を記載すること（例 新技術・新製品開発補助事業）。

※ 【提出時削除】 前年度予算額には、前年度当初における交付決定額を記載すること。

7 その他

様式第2号（第6条関係）

番号
（和暦又は西暦） 年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者
住 所 ㊦
佐賀県
機関名
代表者役職・氏名

（和暦又は西暦） 年度さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金変更承認申請書

（和暦又は西暦） 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があったさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔、金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及びさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

様式第2号別紙のとおり

※ 【提出時削除】 変更しない項目については、「変更なし」と該当欄、備考等に記載すること。

様式第2号別紙

(和暦又は西暦) 年度さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業変更承認計画書

1 変更の理由

2 事業の変更内容及び計画

3 事業の効果

4 経費の配分 (単位:円)

区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金額	備考
計				

※ 【提出時削除】 区分には、変更承認申請する事業を記載すること (例 新技術・新製品開発補助事業)。

※ 【提出時削除】 上段に変更前を括弧書きで記載し、変更後の額、備考と比較できるように記載すること。

5 事業完了 (予定) 年月日

6 収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備考
計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備考
計				

※ 【提出時削除】 区分には、変更承認申請する事業を記載すること (例 新技術・新製品開発補助事業)。

※ 【提出時削除】 上段に変更前を括弧書きで記載し、変更後の額、備考と比較できるように記載すること。

7 その他

様式第3号（第9条関係）

番号
（和暦又は西暦） 年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者
住 所 〒
佐賀県
機関名
代表者役職・氏名

（和暦又は西暦） 年度さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金実績報告書

（和暦又は西暦） 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知〔があり、
（和暦又は西暦） 年 月 日付け 第 号により変更交付決定の通知〕があったさが
「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したの
で、佐賀県補助金等交付規則及びさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金交付
要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

様式第3号別紙のとおり

※ 【提出時削除】複数回変更交付決定を受けている場合は、変更交付決定の日及び文書番号を列記すること。

様式第3号別紙

(和暦又は西暦) 年度さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業実績報告書

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

3 事業の成果

※ 【提出時削除】できるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に交付申請当初に意図していた事業効果が発現されるのか、期待できるのかという観点から記載すること。

4 経費の配分 (単位:円)

区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	交付決定額	備考
計				

※ 【提出時削除】区分には、実績報告する事業を記載すること (例 新技術・新製品開発補助事業)。

※ 【提出時削除】当初交付決定から変更承認申請に基づく交付決定を受けている場合は、変更承認後の交付決定額を記載すること。

5 事業完了年月日

6 収支決算

(1) 収入の部（単位：円）

区分	本年度 決算額	前年度 決算額	比較	備考
計				

(2) 支出の部（単位：円）

区分	本年度 決算額	前年度 決算額	比較	備考
計				

※ 【提出時削除】 区分には、実績報告する事業を記載すること（例 新技術・新製品開発補助事業）。

※ 【提出時削除】 備考には、報告年度における応募件数及び採択件数を記載すること。また、比較において増減が発生した場合は、その理由を記載すること。

7 その他

- ・ さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金新技術・新製品・知財開発補助事業実施要領第 11 条に規定された資料、さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金販路拡大補助事業実施要領第 10 条に規定された資料及びさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金生産性改善・高度化補助事業実施要領第 11 条に規定された資料

※ 【提出時削除】 実績報告する区分に合わせた記載をすること。

佐賀県知事 様

補助事業者
住 所 〒
佐賀県
機関名
代表者役職・氏名

(和暦又は西暦) 年度さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金に
おける消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

(和暦又は西暦) 年 月 日付け 第 号により額確定の通知があった(和暦又は
西暦) 年度さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金について、消費税及び地
方消費税に係る仕入控除税額が確定しましたので、さが「きらめく」ものづくり産業創生
応援事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（佐賀県知事が額の確定通知書により通知した額）
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 添付資料

「補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」の積算内訳

※ 【提出時削除】課税事業者であっても、単純に補助金の消費税率及び地方消費税率相当が消費税及び地方
消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

佐 賀 県 知 事 様

請求者
住 所 〒
佐賀県
機関名
代表者役職・氏名

(和暦又は西暦) 年度さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金交付請求書

(和暦又は西暦) 年 月 日付け 第 号で [交付決定の] [額確定の] 通知があった(和暦又は西暦) 年度さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請	求	額	金	円
【内訳】	[交付決定][額確定]	額	金	円
	交 付 済	額	金	円
	今 回 請 求	額	金	円
	残	額	金	円

金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（フリガナ）

※ 【提出時削除】概算払請求書の場合は [額確定の] 及び [額確定] を、精算払請求書の場合は [交付決定の] 及び [交付決定] を削除し、残した文言に付随する [] を削除すること。